

熊谷市農業委員会
第 1 0 回総会議事録

令和 7 年 5 月 2 8 日（水）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第10回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年5月28日(水) 午後2時30分
- (2) 閉会の日時 令和7年5月28日(水) 午後3時45分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 38名
- (2) 欠席数 9名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	欠	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	欠	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	欠	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	欠	長谷川 隼男
7	欠	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	欠	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	欠	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 議案第7号 農地法第3条第1項の許可に係る審査基準について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第10回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（ 夏目会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中16名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中22名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 2番 笛木委員、 3番 栗原委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について （一時転用） 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 について

議 長	議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準について 以上、7 議案です。よろしく御審議願います。各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書、議案書資料ともに 1 頁を御覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については全 6 件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号 5 については、代理人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号における議案番号 5 について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

議 長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、議案番号5以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の議案番号5以外について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は2頁、議案書資料は2頁を御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、全3件となります。内訳としましては、「農家住宅（敷地拡張）」が3件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号1については、代理人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	農振除外について、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の2回に分けて行われ

西田委員	ている。これについて説明を求めます。
事務局	〇〇〇〇〇の農振除外申請は、〇〇〇〇のためとなっております。その後、〇〇となっていた部分について、除外が必要であることが判明し〇〇〇〇〇に除外申請が認められたものとなります。
西田委員	了承しました。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、議案番号1以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の議案番号1以外について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は3頁から5頁、議案書資料は3頁から4頁を御覧ください。説明にあたり、議案番号5につきましては、この後、御審議いただきます議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申

事務局	請の議案番号１と密接に関連するため、つきましては別途の説明にさせていただきますと存じます。 それでは説明に移ります。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については、後ほど御審議いただく議案番号５を除き全１０件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が５件、「農家住宅（敷地拡張）」が２件、「駐車場」が１件、「看板用地」が１件、「太陽光発電設備設置用地」が１件となります。農地区分や事業の概要等は議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号２については、代理人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号２について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手多数 ） 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、先ほど事務局から説明のありましたとおり、議案番号５につきましては議案第５号の議案番号１の案件と密接に関連しますので後程審議いたします。 それでは、議案番号２及び５以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

議 長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、密接に関連している議案第５号を先に審議したいと思います が御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） それでは、先に議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は７頁を御覧ください。議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請については、全２件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が１件、「太陽光発電設備用地」が１件となります。 変更の理由は議案書に記載のとおりであり、特に議案番号１については、議案第３号の議案番号５で説明申し上げたとおりです。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、 本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当と すべきものと決しました。 次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時 転用）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は６頁を御覧ください。議案第４号、農地法第５条の規定に

事務局	よる許可申請（一時転用）については、全2件となります。内訳としては、「土の採取」が1件、「砂利採取及び表土置場」が1件となります。申請理由については議案書に記載のとおりです。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	議案番号2について5件の質問をいただいております。 1点目は、1期目、2期目におけるそれぞれの砂利採取面積、表土置場面積についてです。代理人に確認したところ、1期目は砂利採取面積が約〇〇〇〇㎡、表土置場面積が約〇〇〇〇㎡、2期目は砂利採取面積が約〇〇〇〇㎡、表土置場面積が約〇〇〇〇㎡となっております。 2点目は、最大掘削の深さについてです。砂利採取法による認可基準により、最大で15m以内の掘削が可能となっておりますが、本申請では〇〇〇〇〇の掘削であることを確認しています。 3点目は、砂利の採取計画認可申請についてです。こちらは〇〇〇〇〇〇〇〇〇で北部環境管理事務所へ申請されたことを北部環境管理事務所地域環境担当に確認しております。 4点目は、砂利の運搬ルートについてです。申請者の〇〇〇〇が市内の〇〇〇〇にあり、そこまでの運搬ルートは申請地から〇にある〇〇〇〇を〇へ向かい、〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇し、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇するルートで、運搬するとのことでした。 5点目は、申請地に含まれている〇〇〇〇についてです。こちらにつきましては、水路管理者である、熊谷市建設部管理課に対し、公共物使用等許可申請が申請され、許可見込みとなっているとのことで確認しております。以上です。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

議 長	議案第 6 号について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準について御説明いたします。これまでも、農地法 3 条第 1 項の許可については法、政令、規則、処理基準に基づいて審査を行ってきたところですが、内規として公表等を行っていませんでした。行政手続法第 5 条第 1 項に「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」、また、同条第 3 項に「審査基準を公にしておかなければならない。」と規定されており、この規定に従い審査基準を定め、公表するものです。なお、同法第 3 9 条に意見公募手続きの定めがありますが、同条第 4 項第 5 号に「他の行政機関が意見公募手続きを実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとしているとき。」に該当するため意見公募は行わないものとします。 なお、公表についてはホームページに掲載し周知を図るものとします。説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
坂本委員	ホームページで公表するとしているが、いつから公表をするのですか。
事務局	本日、御承認をいただいた後、ホームページ掲載の手続きを行い、可及的速やかに掲載をする予定です。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項 (1) から (5) につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。 次に次第の 6、その他に移らせていただきます。 【農業政策課より地域計画の公告について説明及び今後の更新のスケジュールを説明。以下、農業委員会事務局より農地法第 3 条の申請書様式の変更について説明、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について配付、活動強化月間「農地の適正管理について」依頼、公務員等の地位利用による選挙活動の禁止について周知、令和 8 年度農業税制関係に関する意見集約の承認、令和 8 年度最適化活動に関する意見書の意見集約の承認、地域計画アンケート（農林水産省実施）への協力依頼、タブレットに送付した添付ファイルの開き方について説明、中間管理の手数料徴収の予定について回答を行う。】
事務局次長	事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。
権田委員	中間管理事業の有料化について、事務局で聞いてもらった結果が報告されましたが、実施者である農林公社から直接言質を取りたいと考えています。検討をしてください。
事務局	東北地方では徴収しているところもあるようです。現在、大里農林振興センターと地域計画の研修を計画しているところですが、そこに中間管理についても盛り込んでいきたいと思います。
事務局次長	それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	(閉会のあいさつ)

事務局次長	ありがとうございました。
-------	--------------

農業委員会事務局職員

局長

柏木 純一

次長兼農政係長

佐藤 雅史

農地係長

佐藤 茂幸

主任

滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

主査

飯田 正乃

令和7年5月28日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 笛 木 清

署名委員 栗 原 一 森